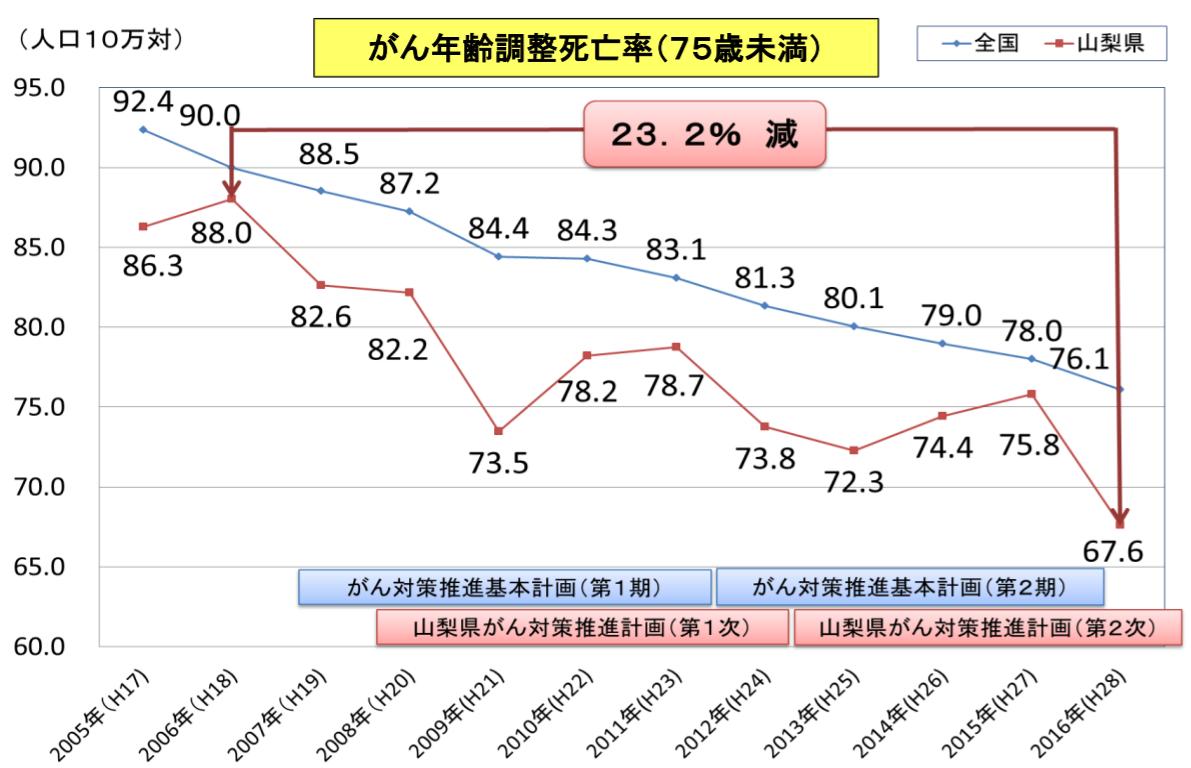


山梨県がん対策推進計画(第3次)の概要

現状と課題

がんによる死亡状況

- 平成28年のがんによる死者数は、2,467人で総死者数9,565人の25.8%を占め、死因の第1位
- 75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)
 - ・88.0(平成18年) → 67.6(平成28年) 23.2%の減少
 - ・全国と比較すると山梨県は男女とも死亡率は低い
 - ・部位別では、山梨県は全国を概ね下回っているが、肝臓がんは全国を上回っている。



がんを知り、がんを予防することが求められています。

- 5大がんのうち子宮頸がん以外の4つのがんで目標の50%を達成 (国民生活基礎調査)

がん検診受診率 40歳(子宮頸がんは20歳)～69歳

	H22年度データ	H28年度データ
胃がん	37.4%	50.1%
肺がん	31.9%	58.7%
大腸がん	29.0%	51.3%
子宮頸がん	40.5%	47.9%
乳がん	49.4%	57.2%

- 全ての5大がんで検診精密検査受診率目標の100%を達成できず (地域保健・健康増進事業報告)

がん検診精密検査受診率

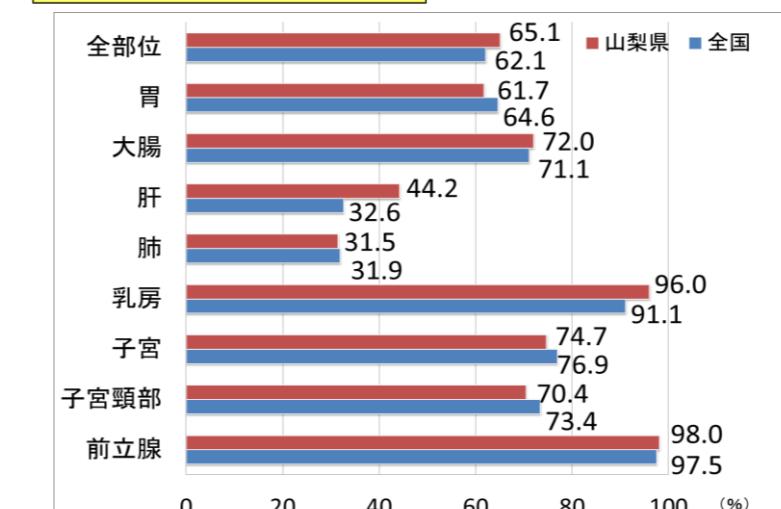
	H22年度データ	H26年度データ
胃がん	74.3%	76.4%
肺がん	75.1%	75.1%
大腸がん	62.0%	63.8%
子宮頸がん	72.0%	57.7%
乳がん	84.6%	83.4%

科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

適切な医療を受けられる体制の充実が求められています。

- 山梨県における全てのがんの5年相対生存率は、65.1%であり、全国62.1%よりも高い水準にある。

5年相対生存率



- ビッグデータやAIを活用したがんゲノム医療等を推進し、個人に最適化されたがん医療が求められている。

- がん医療の質の向上及びそれぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化により、効率的かつ持続可能ながん医療が求められている。

がんの罹患状況

- 平成25(2013)年のがん罹患者数は、5,116件
- 年齢調整罹患率(人口10万対)は、山梨県303.9で、全国の361.9と比較すると低い。部位別では、多い順に男性では大腸、胃、前立腺、肺、女性では乳房、大腸、子宮、胃、肺となっている。
- 罹患率を年齢階級別にみると、男性では50歳代後半から増加、女性では子宮頸がんが20歳代前半、乳がんが30歳代前半から上昇している。

がんになつても自分らしく生きることのできる地域共生社会の実現が求められています。

- 平成28(2016)年に県政モニター(330人)を対象に実施した県政モニター「がん対策に関するアンケート調査」において、「がんの治療や検査のため2週間に1度程病院に通う場合働き続けられる環境だと思う」が全国の28.9%より、更に低い19.7%であり、働く世代のがん患者が働き続けることが難しく感じている状況にある。
- がん患者が、がんと共生していくためには、患者本人ががんと共存していくことや患者と社会が協働・連携していくことが重要であることから、がん患者が住み慣れた地域社会で生活していく中で、必要な支援を受けることができる環境整備が求められている。

尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

計画の位置づけ

がん対策基本法の規定に基づく「都道府県がん対策推進計画」としてあり、山梨県がん対策推進条例の規定に基づく「がん対策推進計画」として策定
関連する「山梨県地域保健医療計画」、「健やか山梨21」、「健長寿やまなしプラン」、「山梨県肝炎対策推進計画」及び「山梨県口腔の健康づくり推進計画」と調和

計画の期間

平成30(2018)～平成35(2023)年度
(6年間)



全体目標

「がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

- (1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- (2) 患者本位のがん医療の実現
- (3) 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

取組みの指標

「継続的に死亡率の低減を目指す」

～ 75歳未満年齢調整死亡率を10年前に比べ概ね2割減少させ続けていく～

分野別施策と個別目標

取組みの方向性

1 がんの 予防	(1)がんの1次 予防	・がんの原因となる生活習慣(喫煙、飲酒、身体活動、食生活等)の改善に向けた普及啓発 ・発がんに寄与するウイルスや細菌(肝炎ウイルス、ヘルコバクター・ピロリ等)の普及啓発と感染予防	条例第5条、第16条第3項	個別目標
	(2)がんの早期 発見、がん検診	・がんの早期発見(2次予防)が効果的であることから個別の受診勧奨を推進するなど検診の受診率をさらに高める ・死亡率を減少させるために科学的根拠に基づき、質の高い効果的な検診を実施	条例第9条第4、5項、第15条	
2 がん 医療 の充実	(1)ゲノム医療	・遺伝情報を活用した最先端のゲノム医療を県内でも提供できるよう体制を確保しつつ普及啓発に取り組む	条例第11条	
	(2)手術・放射 線・薬物・免疫 療法	・標準的な手術療法、放射線療法、薬物療法や新たな治療法としての免疫療法等について、拠点病院等を中心として必要な体制を確保し、どこの医療機関でも同じように質の高い医療が受けられるよう人材育成の支援などを推進する	条例第11条	
	(3)チーム医療	・チーム医療を実施するため、様々な専門性を持った職種の担当者が、適切に情報を共有する機会を設け、在宅での療養支援も含めて一人ひとりの患者の治療やケアについて、必要とする連携体制がとられるよう環境整備を支援	条例第11条	
	(4)がんリハビ リテーション (5)支持療法	・がんリハビリテーションの実態の把握とがんリハビリテーションの普及 ・がんによる症状の軽減を図る支持療法について、研究の推進等を踏まえ、人材育成等に取り組む	条例第11条第6項、第18条	
	(6)希少・難治 性がん	・研究の推進等を踏まえ、診療ガイドライン等を拠点病院等へ普及 ・希少がん診療の集約化、アクセスの確保等や難治性がんの早期発見法、治療法等についての課題の検討	条例第11条	
	(7)小児・AYA世 代・高齢者の がん	・小児やAYA世代(思春期から若年成人世代)は、成長過程にあることや治療に伴い将来不妊となるなど特に配慮が必要なことがあるため、生殖医療等を含めて医療従事者が患者に対して適切な情報の提供とともに必要な配慮が受けられるよう支援 ・小児、AYA世代及び高齢者のがん患者やがん経験者及びその家族が地域の中で安心して暮らせるよう、拠点病院等のがん相談支援センターの相談支援体制の強化と適切な情報の提供	条例第11条	
	(8)がん登録	・個人情報の保護に配慮しつつ、県民の理解促進につなげるようがん登録情報を積極的に活用	条例第17条	
	(1)緩和ケア	・質の高い緩和ケアを実施するため、多職種の連携を強化するなど体制を確保 ・がんと診断された時からの緩和ケアを推進するため県民、医療従事者、事業主等への正しい知識の普及啓発	条例第12条	
3 がんとの 共生	(2)相談支援・ 情報提供	・がん相談支援センターの利用促進、PDCAサイクルによる相談支援の質の担保と格差の解消 ・がん経験者がその経験を活かしてがん患者を支援するピア・サポートを養成するとともにピア・サポートを普及	条例第22条	→ ・拠点病院における「緩和ケアセンター」の機能のより一層の支援 ・がん診療に携わる全ての医療従事者が精神心理的・社会的苦痛にも対応可能な緩和ケアの習得の支援
	(3)がん患者支 援	・拠点病院等が、緩和ケアについて定期的に検討する場を設け、緊急時の受け入れ体制、地域での困難事例への対応を協議し、地域における患者支援の充実を図ることを支援 ・在宅緩和ケアの推進	条例第14条	→ ・ピア・サポートの養成と拠点病院等のがん相談支援センターにおけるピア・サポートの活動推進 ・国における拠点病院等の整備指針の見直しの結果を踏まえた機能の充実
	(4)就労等社会 的な問題	・「事業者のためのがん治療と仕事の両立支援ハンドブック」等の活用促進やがん治療に伴う外見(アピアランス)の変化等がんに対する「偏見」の払拭や県民全体に対する健康についての啓発	条例第5条、第6条第2項、第20条	→ ・県が作成した「事業者のためのがん治療と仕事の両立支援ハンドブック」と国が作成する医療機関向けの「企業との連携のためのマニュアル」の普及 ・アピアランス等に対する「偏見」軽減のための普及啓発
	(5)ライフステージ	・医療従事者と教育関係者との連携強化、療養中の児童等に対する特別支援教育の充実 ・ライフステージに応じた成人診療科と連携した切れ目のない相談支援	条例第21条	→ ・長期の療養が必要な児童等に対し、成人期に向けた切れ目のない支援による自立、就労支援の充実
	(1)がん研究	・新たな治療法の開発が期待できるゲノム医療や免疫療法及び他の治療法等に関する研究の推進	条例第18条	→ ・新たな治療法の開発が期待できるゲノム医療や免疫療法及び他の治療法等について、個々のがん患者に最適な医療の提供体制の構築と研究の推進の支援
4 基盤 の整備	(2)人材育成	・がん医療に携わる医療従事者の育成、確保のため、拠点病院等における研修環境の整備を推進	条例第11条	→ ・国が進める今後のがん医療や支援に必要な人材と幅広い育成のあり方の検討結果を踏まえた人材育成
	(3)がん教育・ 知識の普及啓発	・幅広く普及啓発を図るためにあらゆる機会をとらえた普及啓発とがん支援センター・患者サポートセンター等の啓発 ・学校医やがん医療に携わる医師、がん患者、経験者等の外部講師を活用したがん教育の実施	条例第8条第1項	→ ・教育委員会における、外部講師の活用の把握、更なるがん教育の充実 ・県民へのがんに関する正しい知識(がん予防や早期発見など)の更なる普及啓発